



府食第101号

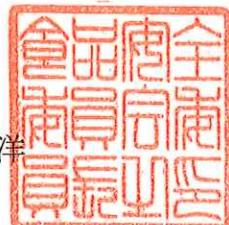
平成30年2月27日

厚生労働大臣

加藤 勝信 殿

食品安全委員会

委員長 佐藤 洋



食品安全影響評価の結果の通知について（回答）

平成30年2月21日付け厚生労働省発生食0221第3号をもって厚生労働大臣から食品安全委員会に意見を求められた、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づく添加物の成分規格の改正については、以下に示す理由から、食品安全基本法第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。

記

β -ガラクトシダーゼ及びフルクトシルトランスフェラーゼに係る成分規格の設定については、平成28年6月14日付け府食第385号において、既に使用の認められている添加物であり、新たに成分規格を設定する場合、設定の前と比較して、添加物の品質がより確保されることから、人の健康に悪影響を及ぼすおそれはないと考えられるとしている。

今般、 β -ガラクトシダーゼ及びフルクトシルトランスフェラーゼの成分規格中の定義において、本品を得るために培養物として、それぞれ酵母「*Cryptococcus laurentii*」の培養物及び糸状菌「*Aureobasidium* 属」の培養物を追加することについては、既に添加物として使用されている範囲内での規格の変更であり、現在の流通状況と比べ、リスク管理措置を緩和する性質のものではない。したがって、平成28年6月14日付け府食第385号における判断と同様、人の健康に悪影響を及ぼすおそれないと考えられる。